

考古学特殊研究 国分寺瓦の研究（5～7）

西海道における国分寺の造瓦組織

（梶原 2000「国分寺造営期における瓦供給体制-西海道諸国の例から-」『考古学雑誌』86-1）

◎国分寺造営と瓦生産

- ・聖武天皇（701～756）：奈良時代中期の天皇（在位 724～749）。

文武天皇の皇子。藤原不比等のむすめ光明子を后とした。

藤原広嗣の乱や天然痘の流行など、不安定な時代の影響か、仏教へ深く帰依し、都には東大寺を、全国には国分寺と国分尼寺を造営。

また、難波宮・紫香樂宮・恭仁宮など、度重なる遷都もおこなわれる。

- ・東大寺：神亀5（728）年、聖武天皇の皇太子、基王の菩提を追修するために建てられた金鐘山寺にまで遡ることができる。

その後、河内国知識寺において天皇が盧舎那仏を拝した聖武天皇による盧舎那大仏造立の詔がだされ、紫香樂宮甲賀寺において、大仏の鑄造が開始される。

聖武の平城遷都により、大仏造立は東大寺へと場所を移しおこなわれる。

また天平 13（741）年には、聖武天皇により「国分寺・国分尼寺建立の詔」が発せられ、全国に国分寺が置かれると、東大寺は総国分寺として位置付けられるようになる。

- ・国分寺：天平9年、聖武天皇は各国に釈迦三尊像の造像と大般若經の書写を命じた。

また天平 13（741）年には「国分寺・国分尼寺建立の詔」が発布されこれを契機に全国で造営が開始される、僧寺（金光明四天王護国之寺、国分寺）と尼寺（法華滅罪之寺、国分尼寺）があり、僧寺には七重塔が建てられた。

しかし造営は捗らず、天平 19（747）年には、国分寺造営に協力した郡司への優遇政策が打ち出される（叙位と譜代重任）。このような施策によって、やっと国分寺の造営は軌道に乗り始めたとされる。

天平勝宝8（756）年、聖武太上天皇の死去に伴い、翌年の周忌祭のために金堂の造営が重視される。

◎国府・国分寺における造瓦組織の研究

- ・従来の研究：全国的視野では、森郁夫氏の研究が代表

森氏：地方の国分寺では、中央系の瓦当文様を採用する国が多いことを指摘

→従来型の、分布論的視点

そこから、以下のような歴史的事象を結論づけた。

- ①地方への平城京・宮系（中央系）瓦の波及は、国分寺造営が契機。
- ②国府・国分寺の造営には、中央政府による、工人派遣などを伴う強固な梃子入れがあった。多くの国分寺にみられる中央系瓦はその証拠である。
- ③国府・国分寺の造営には郡司層の協力が必要だった。国司は協力郡司への見返りに、私寺造営を許した。中央系・国府系の国内分布はその証拠。

- ・筆者の疑問：

- ①中央系瓦当文様は、本当に国分寺造営を契機に広がったのか？
国分寺以外の寺院にも、中央系の瓦当文様が採用される寺院は多い。
- ②国分寺の造営には、本当に中央の梃子入れがあったのか？
国分寺には、中央系瓦当文様を採用しない国も多く、中央の均一的施策としての説明がつきにくい。
- ③国府系瓦当文様の地方波及は、本当に郡司層への報償説で説明できるのか？
文献にはそんな記載はないし、当時の仏教政策とのかかわりで考える必要。

- ・問題解決への方法

- ①については、瓦当文様の変遷を国ごとに詳細に追うことで、先後関係を確認。
そこから、②の結論の妥当性について論証していく。
- ③については、①の分析から多少の言及はできるものの、文献史・仏教史からの論証が必要であり、本稿では結論を保留する。

- ・問題解決の手段

まずは、西海道諸国の瓦について、検討を加える・

なぜ西海道なのか？

- ・西海道諸国は、大宰府を中心としたまとまりをみせており、それは、平城京と地方との関係を調べるにあたっての雛形として好例となり得る。
- ・瓦についても、大宰府で使用される文様と同一系統の文様（老司式・鴻臚館式）が、ほとんどの国の国分寺で使われている。
- ・そのことについては、小田富士雄氏により、「大宰府から管内諸国への文化移入の証明」とされ、大宰府の影響下で各国の国分寺が造営されたという見解が、現在まで支持されている。
- ・そのなかでたとえば、筑後・肥後に相次いで赴任した国司「道君首名」の事跡等、文献の記載内容などとの照合的な研究もおこなわれる。

◎大宰府と観世音寺・筑前国分寺の瓦

- ・大宰府政庁：6世紀に中央より派遣され、筑前博多湾沿岸に常駐した「筑紫大宰」が起源
白村江以後、水城や大野城の造営に伴い、政庁の原型がつくられる。
8世紀初頭、平城京造営とほぼ同時期に、整然とした朝堂院様式の政庁に。
以後数百年「遠の朝廷」として隆盛を誇るが、941年、天慶の乱で焼失。
政庁は再建されるも、11世紀以降衰退の一途をたどる。
- ・観世音寺：天智天皇が斉明天皇の菩提を弔うために発願。
完成は聖武天皇の時代まで降る。
七堂伽藍を備え、東大寺・下野薬師寺とともに、戒壇院がおかれた大寺。
瓦は川原寺同範が創建瓦。その後は大宰府政庁と同様、老司式や鴻臚館式。
- ・大宰府の瓦：
老司式・・・外区珠文帯、外縁凸鋸歯文の複弁蓮華文軒丸瓦と、上外区珠文、下外区凸鋸歯文の偏行唐草文軒平瓦のセット。軒丸瓦は瓦当裏下半に凸帯をもつものも。軒平瓦は粘土紐桶巻作り。藤原宮の影響。
鴻臚館式・・・外区珠文帯の複弁蓮華文軒丸瓦と、均整唐草文軒平瓦のセット。軒平瓦は粘土板桶巻作り。老司式よりやや降る。興福寺の影響。

- ・大宰府政庁・観世音寺と筑前国分寺では、出土瓦の多くが共通。

栗原和彦氏：筑前国分寺の創建期の造瓦組織について、大宰府の造瓦工房と観世音寺の造瓦工房が動員されたと考える。

- ・しかし、他国のほとんどの国分寺が独自の瓦屋をもつ中、大国である筑前のみ、官営とはいえ他施設の瓦屋に依存した瓦生産が本当におこなわれていたのか？
- ・瓦の型式別出土割合をみると、3者は大きく異なっている。

- ・政庁：政庁域は鴻臚館Ⅰ式（223 - 635）が中心。

官衙域は鴻臚館Ⅰ式とともに老司Ⅱ式（275B - 560B）も使用。

- ・観世音寺：老司Ⅰ式（275A - 560A）が半数以上。

- ・筑前国分寺：鴻臚館Ⅱ式（235 - 637）が主体。

その他瓦としては、鴻臚館Ⅰ式がやや多いものの、老司Ⅰ式なども。

- ・各施設で主体となる瓦が異なっている

→各瓦屋は基本的には異なっており、**国分寺は国分寺独自の瓦屋を所有。**

しかし、政庁などとの間でかなり瓦の遣り取りがあり、同一系統の工人集団が双方の造瓦に携わっていた、未分化な状態が想起される。

- ・このことは、すでに石松好雄氏により指摘。

「筑前国分寺造営においては、**独自の瓦が作製**されており、またその**前段階の瓦が混じる**ことについては、西海道を総督する大宰府膝下ということで国分寺造営が急がれる中で、大宰府・観世音寺の造瓦組織が動員された」

◎筑後の瓦

国分寺造営前：井上廃寺や八ボノ木遺跡（官衙系遺跡）において、おもに観世音寺の瓦屋との強い関係がみうけられる。

国分寺前身建物：国分寺の主要伽藍に先行して、掘立柱の小堂跡が調査で検出。

井上廃寺と同範瓦が葺かれる。製作技法はやや異なる。

国分寺の瓦：単弁九弁・六弁蓮華文軒丸瓦・均整唐草文軒平瓦。

筑後国分寺独自の文様を採用。

◎豊前の瓦

豊前国分寺の瓦：以下の3種が代表的。研究でもよくとりあげられる。

- ・「百済系」単弁蓮華文軒丸瓦十二重弧文軒平瓦
- ・老司式軒瓦
- ・鴻臚館式軒丸瓦＋法隆寺式軒平瓦

従来の研究：老司式と鴻臚館式の存在から、大宰府との関係を指摘。

しかし、この3者は出土割合に大きな差がある。

鴻臚館&法隆寺：軒丸61%、軒平76%

老司式 ：軒丸28%、軒平11%

「百済系」 ：軒丸、軒平とも僅少

また、3者それぞれについて、その「移入経路」を詳細にみていくと、

- ・「百済系」：そもそも7世紀的な文様、製作技法の瓦で、国分寺とは
時期が合わない。

椿市廃寺・木山廃寺・上坂廃寺に同範瓦が存在。

おそらく上坂廃寺所用瓦の流用ではないか。

- ・老司式：上坂に同範あり。そのルーツは、椿市に入った平城6284F同範を、
外縁凸鋸齒に改範したものが原型。

上坂では国分寺に型的に先行する軒丸・軒平あり。

- ・鴻臚館式：国分寺で主体となる瓦。船迫窯で焼成される。

前2者と異なり、他寺に同範瓦のない、国分寺オリジナルの瓦。

しかし、法隆寺式軒平瓦は大宰府にはなく、これが入るのは、

七世紀後半、川原寺式とのセットで豊前宇佐郡の諸寺に導入。

その後、軒丸・軒平とも鴻臚館式の影響で外区珠文帯を加えるが、

文様の割付の悪さなどはそのまま踏襲→同一系統の工人の作か

国分寺の瓦は、その変遷過程の最終段階に位置づけられる。

結論：豊前国分寺の瓦は、一見大宰府の影響を感じさせるが、その実体は、

「大宰府の影響を受けた国内他寺からの製品供給」と、

「大宰府の影響を受けた国内他寺からの工人派遣」にすぎず、

造営への援助を含む直接的な影響は、却って薄いことがわかる。

◎豊後の瓦

豊前国分寺の瓦：鴻臚館式軒丸瓦と、老司式軒平瓦のセット。

軒丸は5筈、軒平は3筈存在する。

従来説：同一工房内での文様変遷過程。大宰府の直接的影響の証左。

しかし、形式的に最先行する筈と、それ以降の筈では、特徴が異なっている。

軒丸Ⅰ・軒平Ⅰa：精緻な胎土。軒平瓦一段顎で粘土板桶巻作り。

それ以外：長石粒を多く含む胎土。軒平瓦一大半が曲線顎、一枚作り。

*文様の比較：軒丸瓦―複弁の分裂、内区圏線の減失、全体的な文様硬化。

軒平瓦―唐草が太く硬化。脇・下外区凸鋸歯が逆転。

このことから、一見同一系譜に見える両者の瓦は、

製作工房が異なったことが想起される。

出土割合：前者のは軒丸3%、軒平12%。後者は軒丸47%、軒平75%。

あきらかに国分寺の主要瓦は後者であることがわかる。

前者の瓦の導入経路は？：

国分寺に先行して建てられていた、上野廃寺・永興寺の両寺において、

補修瓦として前者と同筈かつ胎土・技法とも共通する瓦がみられる。

ちなみに両寺では後者の瓦はみられない。

→これらの瓦は従来、「国分寺造営における郡司層への報酬としての、
国分寺同筈瓦の下賜」というテーゼの一例としてとらえられてきたが、
むしろこちらが先行し、国分寺には両寺の流用瓦と、両寺からの文様の
影響（工人派遣？）を想起させる**主要瓦が入った**という状況が想起。

◎肥前の瓦

国府の瓦：創建時の主要瓦は、大宰府政庁の老司Ⅱ式の影響をうける。

その後、8世紀末～9世紀にかけて、多種の瓦を採用。

国分寺の瓦：大宰府政庁から、鴻臚館Ⅰ式軒瓦のセットが採用される。

軒丸の一部は、観世音寺に類例のある、間弁が2枚の瓦。

国府と国分寺では、主要瓦の系譜が異なり、また創建期において、両者間の

瓦の遣り取りは希薄である→**国府工房と国分寺瓦屋との分化。**

◎ 肥後の瓦

肥後国分寺の瓦：西海道で唯一、「非大宰府系」と認識される→例外的扱い。

主要瓦：軒丸瓦は外縁素文の複弁蓮華文。

老司式や観世音寺の瓦などを祖型とする、肥後立願寺式の後出型式。

尼寺主要軒平瓦は、古保山廃寺と同文。

その他、在地に同範が確認される瓦も、多種みられる。

- ・ 十蓮寺廃寺同範瓦：立願寺式の後出型式。凸鋸齒文欠失。
- ・ 古保山廃寺同範瓦：陳内廃寺に入った鴻臚館式の後出型式。
- ・ 平原窯製丸瓦：粘土紐作り。凸方に分割截線。5の瓦に対応。

肥後国分寺の造瓦体制。

先述のとおり、非大宰府系の**特殊な国**ととらえられてきたが、

- ・ **国分寺瓦屋の創立における主要創建瓦文様の選択にあたり、在地系の文様から採用する。**またその文様の祖型は大宰府系。
- ・ **それと同時に、在地寺院から直接、瓦自体の供給もうける。**

という特徴は、豊前など他の大宰府管内諸国となんら変わるところはない。

◎ 日向の瓦

国分寺の瓦：軒丸瓦は単弁八弁。軒平瓦は唐草文。

これといった特徴のない瓦だが、九州では系譜が追いにくい。

◎ 大隅の瓦

大隅・薩摩の2国は、いわゆる「隼人」の地。

国分寺造営以前には、寺院を造るという伝統自体が存在せず。

したがって、国分寺造営時において、在地の技術力は皆無であった。

大隅国分寺の瓦：

軒丸瓦は複弁六弁および単弁十一弁。軒平瓦は単純な偏行唐草文など。

現状では創建瓦の認定や細かい年代観は不詳。

軒平瓦の文様について、日向との類似が指摘され、**大隅国分寺料を日向が負担したとの『光仁式』記述**と関連づけて考えられてきたが（小田富士雄氏）、顎形状や製作技法は、日向とはまったく異なり、**直接的関係は想定しにくい。**

◎ 薩摩の瓦

薩摩国分寺の瓦：

創建瓦は、鴻臚館式複弁八弁蓮華文軒丸瓦（3 範・63%）と、
老司式偏行唐草文軒平瓦（1 範・38%）の組み合わせ。

軒丸瓦は肥後、軒平瓦は豊前との近縁性が指摘されており、

- ・ 肥後：薩摩国分寺料を肥後が負担したとの『光仁式』記述と
- ・ 豊前：隼人の地へ豊前から 200 戸を移住との『続日本紀』記述と
それぞれ関連づけられて考えられてきた（小田富士雄氏）。

瓦の特徴を詳細にみていくことから、その系譜を確認すると、それぞれ肥後・
豊前との関係は強調できるものの、より複雑な様相が想定できる。

軒丸瓦：肥後と筑前国分寺・鴻臚館Ⅰ式の複合的影響。

軒平瓦：豊前の主要特徴を受け継ぐが、製作技法は一枚作りで異質。

また、文献にみられる肥後との関係は、国分寺料負担という国府と国府の関係
であり、豊前との関係は、民の移動をあらわす記事である。

豊前系の老司式軒平瓦は、国分寺瓦屋の瓦ではなく、在地系の瓦であることを
すでに指摘しており、文献の記載によく対応している。

◎ 壱岐の瓦

壱岐・対馬・多禰については、「国」として認識されず→国分寺ではなく嶋分寺
壱岐嶋分寺については、在地氏族である壱岐直の私寺を嶋分寺に転用。

壱岐嶋分寺の瓦：

- ・ 軒丸瓦は平城 6284F 型式と同範。
軒平瓦は平城 6664C 型式に近い文様→両者とも養老年間の瓦
- ・ 軒丸瓦瓦当裏の凸帯、軒平瓦の粘土紐桶巻作り：製作技法的は老司式の影響。
- ・ 平瓦については、凸面にカキ目をもつ平瓦が、全体の4割を占め最多。
→肥前千々賀古園遺跡からの搬入：嶋分寺転用時に、肥前の援助で改修？
- ・ 西海道の他国と異なり、平城京の直接的影響が想起されるが、それは嶋分寺
ではなく、私寺に対してなされたものである。

また、嶋分寺転用時の他国（肥前）からの援助が、非国府・非国分寺系で、
しかもそれらの瓦を国衙関連施設を通して供給していることは特筆すべき。

★西海道諸国の例について～結論～

① 国分寺と「在地系瓦」

- ・筑前・筑後・豊前・豊後・(肥前)・肥後・日向の各国において、国分寺造営より先行するであろう瓦が存在。
- ・かつ、それらの瓦は、国内の先行する在地寺院などに、同範・同一技法・同一胎土の瓦が存在。
- ・これらは、国分寺造営時に、先行諸寺院の瓦を流用したと考えられる。

「郡系瓦」の概念

- ・下野など関東地方の国分寺においては、このような瓦の存在がすでに指摘。
- ・在地系瓦は、国内の諸寺院や郡衙系施設に葺かれ、またその各分布は郡境を越えないことから、**8世紀前半に郡司が主導した造瓦組織が存在し、国分寺造営の初期段階には、その生産組織を流用したと考えられた。**

西海道諸国においては

- ・これらの瓦は、関東でいうところの「郡系瓦」と相似た性格のものとして位置付けられる。
- ・しかし西海道諸国において、これらの瓦の分布は郡域に規定されず、造瓦集団の管理主体については、「郡」という公的色彩を強調できない。むしろ在地有力氏族といったほうがよい。
- ・翻って関東をはじめ全国的な検討においても、これら生産組織の維持管理主体について、安易に「郡」という表現をもちいてよいか再検討する必要があるだろう。
- ・ということで本授業では仮に、「在地系瓦」という言葉をもちいておく。

② 国分寺瓦屋の成立過程

- ・在地系瓦の製品供給の段階を経つつ、徐々に国司主導による、国分寺（国府も含む場合もある）専用の造瓦組織の編成がおこなわれる。
- ・これらについては、「国府系瓦屋」と呼びならわされる。
- ・しかし、国府と国分寺の造瓦組織が異なる例も存在し、本授業では、「国分寺瓦屋」と呼んでおく。
- ・これらの瓦屋の多くは、大宰府（全国的に言えば平城京）の影響のもとで成立したと考えられ、**国分寺造営には国家の諸援助があったとされた。**

- ・その根拠として、国分寺にみられる「**中央系文様をもつ瓦**」があげられてきた。
- ・しかし、これらの瓦を詳細に検討すると、
大宰府→在地寺院→国分寺という展開を追うことができた。
- ・つまり国分寺の造瓦組織は、中央系というよりむしろ在地系工人を編成して作り上げたもので、中央系文様については、それ以前に在地に入ったものが「結果的に」国分寺にも入ったに過ぎないのである。
- ・国分寺造営にあたっては、造営にあたっての資材や労働力・資金は、基本的に「国衙財政」から賄われ、国の関与するところではなかったのではないかと。
「国分寺造営は各国の裁量・資力で」ということ。
- ・在地の生産力が乏しい薩摩・大隅・豊後において、大宰府系ではなくむしろ他国系の瓦が入ることも、「国分寺は在地の資力で」という論を補強。

③ 国分寺瓦屋のその後の展開

- ・西海道諸国では、国分寺造営時に使用された瓦範が、他国に比して少ない。
とくに、**創建期の文様・技法の系譜は、すぐに途切れてしまう。**
- ・また、国分寺瓦屋の同範・同文瓦が、周辺諸寺院に広がらないのも、西海道諸国の特徴といえる。
- ・平安期以降の国分寺の補修瓦においては、むしろ大宰府系の文様・技法によるものが散見する。
- ・大宰府に目を転じてみると、奈良末から平安初期にかけて、それまでの老司・鴻臚館の系譜とは異なる瓦がみられるようになり、それらはいくぶん西海道各国の国分寺の瓦に類似している。
- ・そのことから、**西海道諸国の国分寺においては、創建期以降、瓦工を保持する余力・必要がなく、それらは大宰府に吸収され、必要なときのみ工人を派遣してもらう体制に移行していったと考えられる。**

→これは西海道以外の他地域とは異なる現象。

「律令制」下においては、

労働力や技術を「統一」「一元化」することではなく、

それを「正確に把握」し、「効率的に運用する」ことが意図されていたと考える。